

議案第 4 4 号	一般職の職員の給与に関する条例及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給与等の支給額を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

**【改正趣旨】**

人事院勧告に基づく国家公務員の給料表や手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しに伴い、一般職の職員の給料月額、地域手当等の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する非常勤の職員の報酬額についても所要の改正措置を講ずるもの。

**【人事院勧告の概要（骨子）】**

- (1) 地域の民間給与水準を踏まえて給料表の水準を平均 2 % 引下げ
- (2) 地域手当の見直し（級地区分等の見直し、支給地域の指定見直し）
- (3) 単身赴任手当の引上げ等職務や勤務実績に応じた給与配分
- (4) 平成 27 年 4 月から 3 年間で実施。給料引下げには 3 年間の経過措置、地域手当の段階的引上げ等

**【施行期日】**

平成 27 年 4 月 1 日